

令和 6 年度第 2 回三保松原保全活用計画推進専門委員会

令和 6 年12月26日（木）14:00～15:30

三保松原文化創造センター 2 階会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）三保松原保存活用計画について

4 閉 会

三保松原保全活用計画推進専門委員会 名簿

	氏名	所属	専門分野	
委員	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授	都市計画	
	天野 光一	日本大学特任教授	景観・名勝	欠席
	石上 充代	静岡県立美術館学芸課長	文化・芸術	欠席
	太田 猛彦	東京大学名誉教授	林政学	交通事情のため 急遽欠席
	田中 博通	東海大学名誉教授	海岸工学	
	中村 羊一郎	静岡産業大学総合研究所 客員研究員	歴史	
	山本 早苗	常葉大学教授	観光戦略	欠席
	湯浅 保雄	静岡植物研究会	自然・植物	
オブザーバー	文化庁文化財第二課		平澤主任調査官	
	静岡県富士山世界遺産課		平井主査	欠席
	静岡県文化財課		立木技師	
	静岡県森林整備課		塩坂課長代理	
	静岡県河川企画課		柴田班長	欠席
事務局	静岡市文化財課 三保松原文化創造センター		大村文化財課長 鈴木三保松原担当課長 岡村BX推進課参事 (三保松原エリア活用調整担当) 山田主任主事	
	(一財) 三保松原保全研究所		佐野事務局長	

名勝三保松原保存活用計画（案）令和 6 年 12 月時点

1 章	目的 1-1 この計画の目的 1-2 他の計画との相関 1-3 策定の経過	2
2 章	名勝の概要 2-1 三保松原の沿革 2-2 名勝指定の内容 2-3 指定地域	4
3 章	名勝の本質的価値 3-1 名勝三保松原の本質的価値の整理 3-2 本質的価値を構成する要素 3-3 本質的価値に関わる要素 3-4 本質的価値以外の概要	12
4 章	現状と課題 4-1 名勝全域の現状と課題 4-2 エリアごとの現状と課題	18
5 章	保全活用の基本方針 5-1 基本理念 5-2 基本方針	30
6 章	保全 6-1 保全の方向性 6-2 保全の方法 6-3 現状変更の取扱基準	31
7 章	活用 7-1 活用の方向性 7-2 活用の方法	33
8 章	整備 8-1 整備の方向性 8-2 整備の方法 8-3 防災・防犯	34
9 章	運営・体制 9-1 運営・体制の整備の方向性 9-2 運営の方法と体制	36
10 章	実施計画 10-1 実施事業	38

第1章 目的

1-1 この計画の目的

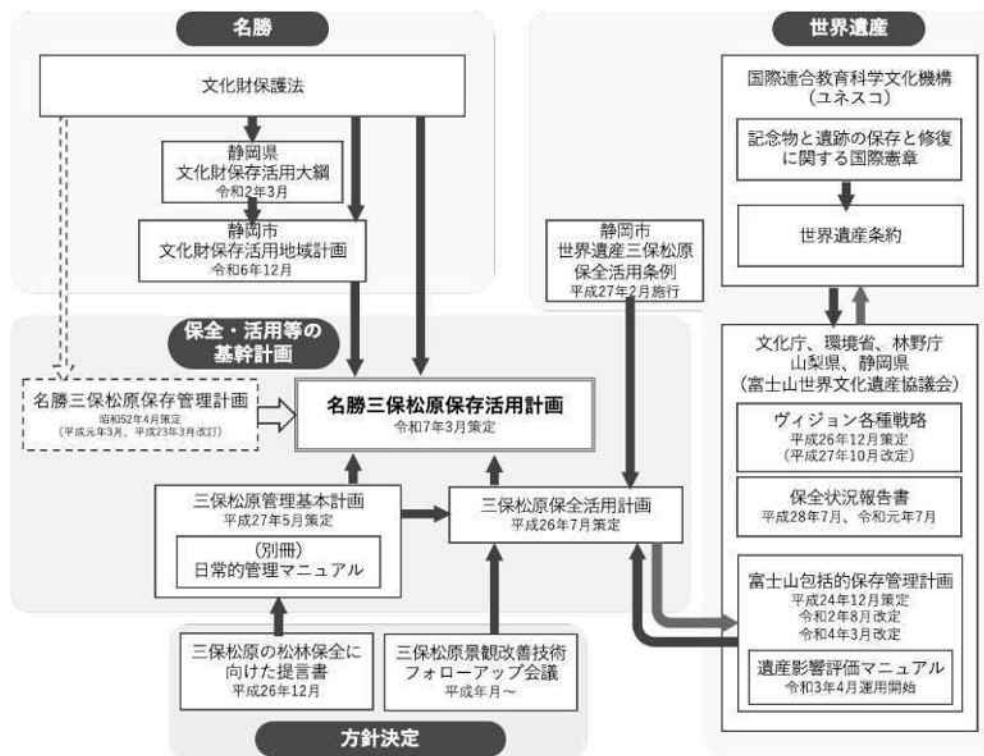
文化財保護法が平成30年（2018年）に改正（平成31年4月1日施行）され、「活用しながら保存する」という方針が明確になった。個々の文化財については、その保存と活用の考え方や取り組んでいく内容をまとめていく保存活用計画の策定に関する指針が示された。

本計画は、名勝三保松原の本質的価値を明らかにし、策定時（令和6年、2024年）の「現状と課題」を整理し、その後の10年間を見据え、価値を次世代に継承していくための「保全（※）」、その魅力を認識してもらうための適切な「活用」、双方が連動して実施できるようにするための「整備」と、実施する「運営・体制」を示すものである。

※この計画は文化庁の指針に基づく「保存活用計画」であるが、名勝三保松原の松原、砂嘴、及び景観は人工物ではなく日々変化が生じる自然物であり、日常的に手を加えながら良好な状態に保つ必要があるため、「保全」という言葉を使う。

1-2 他の計画との関係

三保松原では、名勝を保全するための「名勝三保松原保存管理計画」とそれを補完する「管理計画書解説」、「管理のための計画」が策定されていた。その後、世界遺産登録に合わせ、構成資産を保全活用するための「三保松原保全活用計画」、マツの保全に特化した「三保松原管理基本計画」といった多くの計画が策定された。しかし、計画が多く内容が複雑となり、土地所有者や保全活用を行う関係者等からも、目指すべき姿や利用上のルールが非常にわかりにくくなっていた。本計画では、保全と活用の基本理念や方針を明確にし、その実現に向けた実施計画の方向性を示し、名勝の円滑な保全活用を図っていく。



各種計画の相関図

1-3 策定の経過

本計画の策定にあたり、保全や活動状況の確認のため、関係所管からの書面での意見聴取のほか、地域住民や関係団体、「名勝三保松原保全育成連絡協議会」からも意見聴取を実施し、ワークショップも開催した。また、三保松原の保全活用事業の進捗に対して助言する「静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会」において、専門的立場からの助言を求めた。

地域住民や関係団体からの意見聴取	開催時期
令和4年度名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和4年10月26日
三保松原関係団体意見交換会	令和5年2月19日
Voice of しずおか 市民討議会	令和5年9月30日
計画策定に向けた三保松原関係団体ワークショップ	令和6年1月28日
令和5年度名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和6年2月28日
令和6年度名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和6年9月30日
令和6年度名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和7年1月
パブリックコメント	令和7年1月



Voice of しずおか 市民討議会



三保松原関係団体ワークショップ

三保松原保全活用計画推進専門委員会	開催時期
令和5年度三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和6年3月21日
令和6年度三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和6年7月31日
令和6年度三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和6年12月26日
令和6年度三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和7年 月

第2章 名勝の概要

2-1 みほのまつばら 三保松原の沿革

(1) 古代から近代

三保半島の砂嘴は約 8000 年前から形成が進み、7～8 世紀頃には現在の半島の中央部まで発達したと考えられている。古墳時代には集落が形成されたようだが、松原の植林が始まった時期は定かでない。三保の美しさを詠んだ最古の歌は和銅元年（708 年）のもので、平安時代にも清見潟越しの三保松原の風景が数多くの歌に詠まれた。また、和銅開珎の出土した、中央とのつながりのある宮道遺跡も残る。3 本目の砂嘴が形成されたと考えられる室町時代には、能「羽衣」にも登場する富士見の名所として知られるようになり、御穂神社の参拝も兼ねて都の人々も見物に訪れた。江戸時代以降は富士詣の歌や浮世絵により一般庶民にも広く知られるようになった。半島全体に広がる松原を俯瞰した絵画や絵図が、非常に多く残っている。明治時代以降徐々に農地が増え、集落が広がり市街地化が進んでいったが、松原は大切に守られ、大正 6 年（1917 年）に日本新三景に選ばれた。

(2) 名勝指定以降

大正 11 年（1922 年）に、半島東側の砂丘を中心に国の名勝に指定され、県を代表する景勝地として、松原と駿河湾の大海原越しに見る富士山や伊豆半島の風景の素晴らしさが、観光案内等で紹介されてきた。また、小学校教科書への「はごろも」の掲載や、唱歌「羽衣」によっても、知名度が更に向上した。真崎内浜エリアでは、昭和 5 年（1930 年）に海水プール、昭和 45 年（1970 年）以降に博物館やスポーツ施設が整備され、マリンスポーツや漁業体験を含む教育旅行の場として発展してきた。

近隣住民の生活や製塩の燃料としての松葉利用は昭和 30 年代まで行われていたが、昭和 40 年代以降、生活様式の変化から松葉が使われなくなり、松原の利用が減少し、マツ以外の植物の自生を制御できなくなった。昭和 46 年（1971 年）頃からマツ材線虫病の被害が始まり、防除事業を継続している。外湾側の砂浜（清水海岸）では、昭和 50 年代後半から海岸侵食の被害を受けるようになり、平成元年（1989 年）から侵食・高潮対策事業を継続している。

(3) 過去 10 年の主な保全実績

平成 25 年（2013 年）の世界文化遺産登録により古来の三保松原の価値が再び注目を浴び、美しい砂浜や松原を守る機運が高まった。平成 31 年（2019 年）には静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」が開館し、国内外からの来訪者に三保松原の価値や歴史、保全の大切さを発信している。

増減を繰り返していたマツ材線虫病被害については、世界遺産登録後の徹底した防除事業により平成 29 年（2017 年）度に微害化を達成し、微害状態を継続している。また、マツ材線虫病等により失われた松原を再生するため、三保由来の松苗を育てる圃場を令和 2 年（2020 年）度に整備し、羽衣の松クローン等の母樹からの採種、採穂による苗の生産を行っている。

砂浜では、世界遺産登録時に消波堤が景観上望ましくないとの指摘を受け、消波堤から突堤へ置き換える景観改善事業を開始した。平成 31 年（2019 年）に L 型の 1 号新堤が完成し、1 号消波堤を撤去した。



静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」



母樹園と苗畑

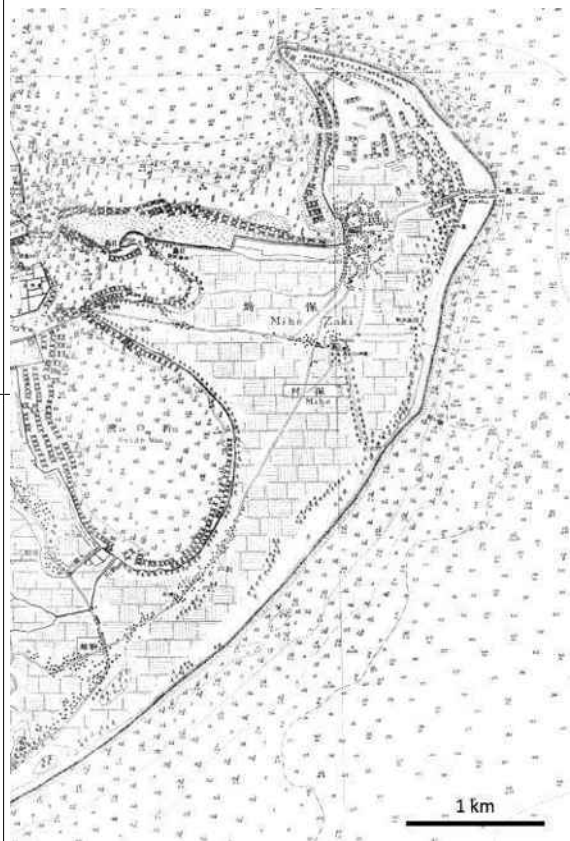


突堤（1号突堤、写真奥）と、撤去前の消波ブロック（1号消波堤、写真手前）

2-2 名勝指定の内容

三保松原は、日本固有の美しい風景として代表的なものであり、保護が必要なものであるとして、大正 11 年（1922 年）に日本で初めての^{めいししょう}名勝に指定された。

種別	名勝
名称	三保松原
所在地	静岡県静岡市清水区三保、折戸、三保松原町
指定年月日	大正 11 年 3 月 8 日
告示番号	官報第二八七七號 内務省告示第四十九號
保存要目	名勝の部 九 松林アル砂丘、砂嘴ニシテ著名ナルモノ 現行指定基準 名勝の 3（花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所） 8（砂丘、砂嘴、海浜、島嶼）
説明	駿河湾口ニ在リ外洋ニ面スル砂嘴トシテハ特ニ著名ナリ。駒越ヨリ北東ニ突出スルコト延長約一里半。就中勝景ノ殊ニ賞スベキハ三保村以北ノ約十四五町北ニ突出スル地域ニシテ幅南ニ広ガリ北ニ尖レリ。青松一帯ニ茂生シ、北ニ富士山ノ天空ニ聳ユルヲ望ム。
説明解説	駿河湾に面し、外洋性の海域にある砂嘴として特に著名である。砂嘴から成る半島は駒越から北東方向に約 6 km（1.5 里）伸びている。三保村北部約 1.5 km（14～15 町）の北方向に先細ったエリアは、特に景観が素晴らしい。青々とした松が一帯に連なり、北の方向に天空に聳える富士山を望むことができる。



大正 5 年（1916 年）刊行海図一部加筆

(1) 大正 11 年 (1922 年) 指定当初

内務省告示第四十九號（官報第 2877 號 大正 11 年 3 月 8 日）
史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス
大正十一年三月八日 内務大臣 床次竹二郎
静岡県安倍郡三保村大字三保
字池、出来輪田、廣道、掛脇、榎窪、大山、宮方、羽衣脇、八木ノ全部
静岡県安倍郡三保村大字折戸
字内原上、前内原、東濱砂、濱砂、奥内原、東濱砂上ノ全部
静岡県安倍郡不二見村大字駒越
字東濱砂、中濱砂、西濱砂、新山ノ全部



(2) 昭和 35 年 (1960 年)

保存管理計画書を策定し、「強化地域」「準強化地域」「緩和地域」に保存管理区分を設定した。

(3) 昭和 52 年 (1977 年)

保存管理計画策定時に、4 規制地区について基準を設定した。松原を形成していないエリア、松原から遠く離れたエリアについて指定解除し、約 248.1ha となった。

文部省告示第 44 号 (官報第 15066 号 昭和 52 年 4 月 1 日)
文化財保護法第 71 条第 1 項の規定により、名勝三保松原について、次の表に掲げる地域の指定を解除する。
昭和 52 年 4 月 1 日 文部大臣 海部俊樹
静岡県清水市折戸字浜砂、内原上、前内原、奥内原の一部
静岡県清水市三保字八木、大山、榎窪、掛脇、出来輪田、池の一部
静岡県清水市駒越字東浜砂、西浜砂、新山のすべての地番
静岡県清水市折戸字浜砂及び駒越字東浜砂、西浜砂、新山の国有無番地のうち折戸字浜砂 8 4 7 番ノ 4 の北東地先から駒越字新山 2 8 2 2 番ノ 1 の南東地先までの地域
右の地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

(4) 平成 2 年 (1990 年)

平成元年の保存管理計画改定時に、5 規制地区の規制基準を設定した。平成 2 年に追加指定、一部指定解除し、243.7ha となった。

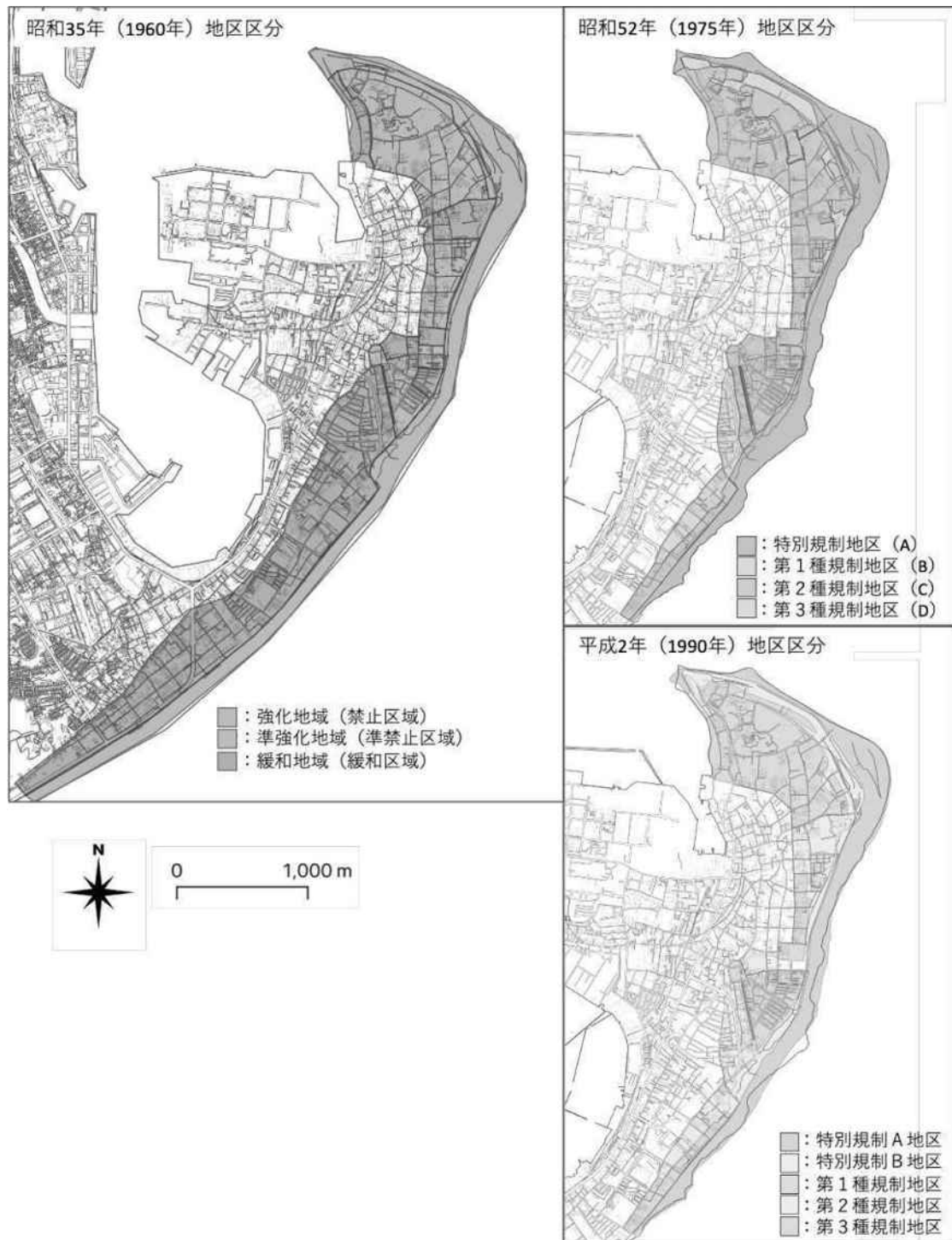
文部省告示第 31 号 (官報第 333 号 平成 2 年 3 月 29 日)
文化財保護法第 69 条第 1 項及び第 71 条第 1 項の規定により、名勝三保松原について、地域を追加して指定し、及び一部地域の指定を解除して次に掲げるとおりとする。
平成 2 年 3 月 29 日 文部大臣 保利耕輔
静岡市清水区三保字広道、宮方、羽衣脇の全部、池、出来輪田、掛脇、榎窪、大山、八木の一部
静岡市清水区折戸字東浜砂、東浜砂上の全部、内原上、前内原、浜砂、奥内原の一部

説明

三保松原は、大正十一年に名勝に指定され現在に至っている。今回、海岸に近い地区で松原の保存及び松原の景観の維持のため必要な地域を追加指定するとともに、海岸から離れた内陸部で松原としての形態及び景観をとどめていない地域について指定を解除し、名勝の保存を図ろうとするものである。

(5) 令和 2 年 (2020 年)

令和 2 年 5 月 30 日、清水三保羽衣土地区画整理事業により、三保と折戸の一部について町名を三保松原町に変更した。(指定地域の変更は無し)



(6) 令和 6 年 (2024 年)

本計画の策定に伴い、規制地区の編成を一部変更した。(仮)



第3章 名勝の本質的価値

3-1 名勝三保松原の本質的価値

名勝三保松原の本質的価値は、海岸一帯のクロマツの林、特徴ある砂嘴と砂浜、雄大な富士山の眺望を併せた優美な風致景観である。

要素の種類	要素の内容
本質的価値を構成する要素	①三保松原の礎となる砂嘴 ②松原 ③砂浜 ④富士山の眺望 ⑤羽衣伝説につながる御穂神社、神の道、羽衣の松
本質的価値に関わる要素	①ガイダンス施設 ②松原顕彰に係る石碑 ③養浜のための突堤 ④清水三保海浜公園 ⑤松原保全に係る圃場
本質的価値以外の要素	①清水灯台 ②宮道遺跡他 ③海水浴場 ④掩体壕 ⑤飛行場 ⑥観光用駐車場

3-2 本質的価値を構成する要素の概要

①三保松原の礎となる砂嘴

駿河湾に面し富士山方向に伸びる、半島状の砂嘴である。東（外湾）側には海岸砂丘が形成され、西（内湾）側には折戸湾を包み込むように先端が3本に分岐する。



②松原

半島東側の砂丘約 5km を中心に、推定 3 万本のクロマツが生育する。砂浜から富士山への眺望の遠距離景を構成し、松原内から富士山を望む際は前景で額縁効果を生む。



③砂浜

半島の周囲に、黒色頁岩（泥質堆積岩）を主体とする砂礫の浜が形成され、古来より変わらない人工物のない広い砂浜が続く。富士山や伊豆半島への眺望の遠距離景を構成する。



④富士山の眺望

緑豊かな松原、砂浜、海、松原の向こうに聳える富士山の織りなす景観は、古くから文学、絵画等に影響を与えてきた。



⑤御穂神社と神の道、羽衣の松

御穂神社は平安時代以前に創建が遡る式内社で、羽衣伝説を伝え、三保松原を社領として長年守ってきた。本殿は市の指定有形文化財である。神社の御神木である羽衣の松から神社に続く神の通り道と考えられる神の道（市道）では、樹齢 200 年以上の老齢大木が連なる。



3-3 本質的価値の維持・継承に関わる要素

① ガイダンス施設

三保松原の価値や魅力、松原保全の大切さを発信する施設として、平成 31 年（2019 年）3 月 30 日に開館した。年中無休で松原の文化的側面と自然科学的側面双方を映像や展示で解説し、保全ボランティアの受け入れも行う。



② 松原顕彰に係る石碑

羽衣の松周辺には、松原の魅力と人々との関わりの歴史を伝える石碑が複数設置されている。



羽衣天女詩碑

享和 3 年（1718 年）
駿河町靱負が建立した、
羽衣伝説を伝える詞碑。
明治 44 年（1911 年）に
再建された。



日本新三景の碑

大正 5 年（1916 年）
選定された 3 箇所でも同時
に設置された碑で、揮毫
は東郷平八郎による。



羽衣の碑

昭和 27 年（1952 年）
エレーヌ・ジュグラリス
を顕彰する碑で、構想は
朝倉文夫、揮毫は高塚竹
堂、レリーフは朝倉響子
による。

③海岸保全のための突堤

海岸侵食から砂浜を守る消波堤を、景観を阻害しない突堤に置き換えている。最初の L 型突堤が平成 12 年（2000 年）に、1 号突堤が平成 31 年（2019 年）に完成し、現在 2 号突堤を工事中である。



④清水三保海浜公園

吹合岬付近の防潮堤の内側はかつて草原になっていたが、富士山眺望点としての公園が平成 29 年（2017 年）を整備した。公園内の築山部分にはマツの苗を植栽し、減少した松原の回復に努めている。



⑤松原保全に係る圃場

失われた松原を再生するため補植用の三保由来マツを育成する圃場を令和 4 年（2022 年）に整備し、（一財）三保松原保全研究所に運用を委託している。



3-4 本質的価値以外の要素

①清水灯台

清水港整備の一環で明治45年（1912年）に設置された、三保松原の先端部分を象徴する日本最初の鉄筋コンクリート造灯台で、令和4年（2022年）に国の重要文化財に指定された。戦前より、松と富士山の構図の中に白い灯台を入れることが試みられ、人が集う場所にもなっている。



②宮道遺跡

三保半島での人々の営みは古墳時代に始まるが、細かいことはわかっていない。そうした中で明確に人々の歴史を示す、奈良・平安時代の集落跡である。和銅開珎、丸靱、釣針等が出土しているため、単なる集落ではなく、古くから中央とつながり活動を行っていたことがわかる。



清水三保第一小学校の発掘現場



和銅開珎



釣針

③掩体壕

第二次世界大戦中の昭和19年（1944年）、三保に清水海軍航空隊が置かれた。本土決戦に備えた小型特攻ボート「震洋」を格納するために作られた掩体壕が、内浜から真崎にかけて複数残っている。



④海水浴場

大正時代に開設した三保海水浴場は、昭和5年（1930年）のプール落成と相まって、景観に加え健康増進や娯楽を楽しむ場所として人気を集め、日本のヴェネチアと謳われるほどだった。現在はSUPなどのマリンスポーツを楽しむ人も増えている。



⑤飛行場

大正12年（1923年）に三保根岸飛行場として開設され、飛行機の不時着や地域産業の振興に役立ってきた。滑走路以外に設備がなく景観負荷は少ない。昭和43年（1968年）に三保飛行場となり、救難時及びその訓練活動を行ってきたが、砂の堆積により滑走路の使用が制限され運営が厳しくなったことで一時休止した。その後、静岡市が機能回復を図っている。



⑥観光用駐車場

世界遺産登録に伴う神の道の観光バス通行増加がマツに影響を及ぼすことが懸念されたため、平成26年（2014年）に新たな観光バス駐車場を設置し、神の道へのバス進入を抑制した。



第4章 現状と課題

4-1 名勝全域の現状と課題

名勝三保松原は、南北に5km、総面積250haに及び、砂浜、松原のほか、住宅地、農地、文教施設等も分布する。三保松原はエリアによって環境が大きく異なるが、まずは全域を見渡し保全と活用について現状と課題を整理し、その後、5つのエリアに分け、それぞれの現状と課題を記載する。

全域での現状

半島外湾側の砂浜では、昭和50年代後半から海岸侵食が進み、それに対して高潮・侵食対策を継続している。また、世界遺産登録時にイコモスより、従来の消波ブロックを積み上げた消波堤が富士山の眺望を阻害するとの勧告を受け、消波堤を突堤に置き換える景観改善事業を進めている。

松原では、かつてはマツ材線虫病による松枯れが深刻だったが、徹底した防除事業により平成29年（2017年）度に微害化を達成し、現在（令和5年（2023年）度）まで微害状態を継続している。しかし、それ以外の松枯れや倒木等も発生している。また、健全な松原を維持するためには、草刈り、松葉かき、つる除去のような日常的管理も不可欠だが、所有者が国・県・市・民間と複雑に入り込み、一体的に管理が行えない状況である。さらに近年、特定外来生物を含む外来植物も急速に増加し、松林の下草や海浜植物の中に入り込み、在来植物を駆逐している。世界遺産登録以降、管理方法を確立するため名勝地内の土地の所有者調査を実施したが、土地の境界確定が進んでおらず、所有者を明らかにできないことが多い。

富士山への眺望は、マツの成長や海岸の侵食により年々変化している。内陸部では、大規模建築の計画は無いが、耕作放棄農地の増加により景観が変化している。

三保半島への公共交通機関は、三保街道を通る路線バスと三保棧橋への水上バスがあるが、自家用車や貸切バスを利用する来訪者が多い。ガイダンス施設で名勝地内各所の眺望点を紹介しており、半島内ではシェアサイクルの活用も進んでいる。砂浜対応車椅子の貸し出し等も行っているが、観賞施設の管理が不十分でアクセスが難しい場所が多い。

年間通じて松葉かきやゴミ拾いのボランティア活動が盛んに行われ、保全で生じた落ち松葉や海岸漂着物を活用する取り組みも注目されているが、まだまだ人手が足りていない状態で、三保半島の人口減少が進み人の目が行き届かないため、不法投棄や治安悪化が起きている。三保松原の中心的存在である御穂神社と羽車神社にはそれぞれ氏子組織があり、祭事を継続して開催しているが、高齢化も進む。

全域での課題

- ・砂浜の侵食防止や景観改善のための、長い時間と莫大な予算の確保。
- ・松原の減少は複雑に絡み合った原因によるため、現状の松原保全事業を継続しながら、新たな問題に対し順応的管理を進める。
- ・保全活用に係る役割分担や境界確定について、関係者の理解を促進する。
- ・名勝に相応しい景観や各種法令について、関係者の理解を促進する。
- ・近隣地域の高齢化と人口減少が進んでいるなか、関係人口を拡大する。
- ・近隣住民及び来訪者のために、良好な観賞環境と安全の確保を図る。
- ・持続可能な保全のために、松原資源を活用する。

4-2 エリアごとの現状と課題



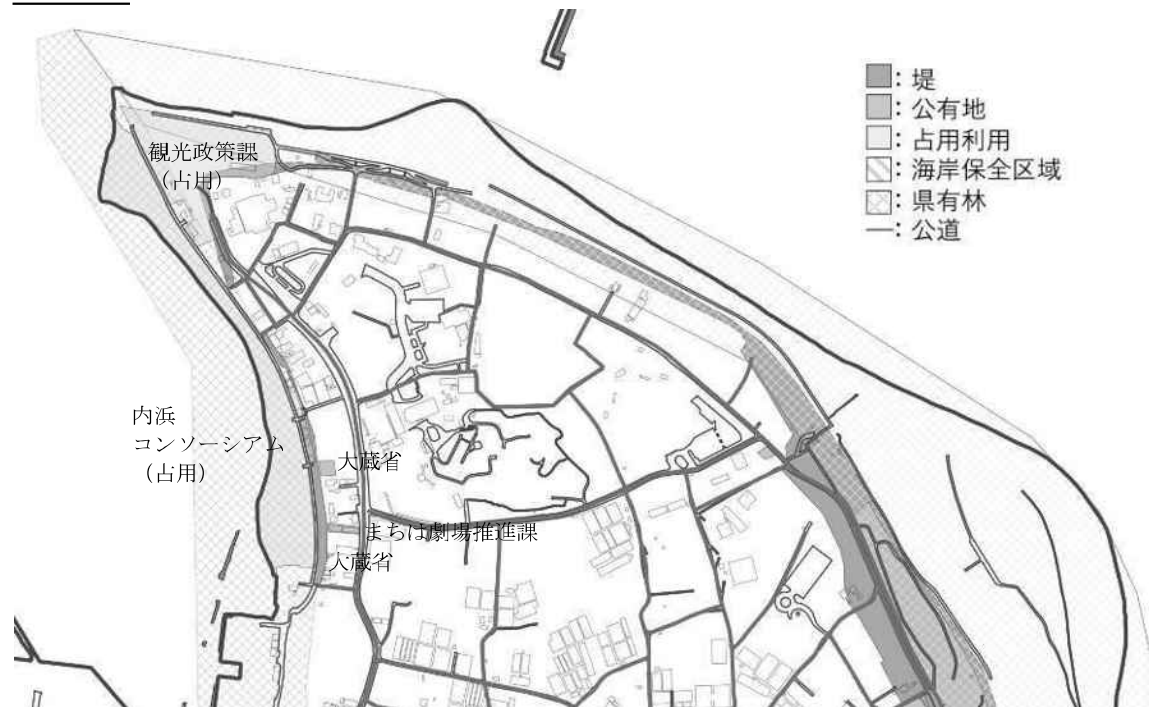
	松原	砂浜	富士山 眺望	利用状況等
①真崎内浜	多い	一部 多い	見える	三保松原としての富士山の眺望の素晴らしさが十分に周知できていない。
②吹合岬	多い	とても 多い	高所から 見える	富士山を望む海に開けた公園等があるが、十分に活用できていない。
③大山	やや 少ない	少ない	見える	工事のため砂浜へ立ち入りができないこともあり、十分に回遊促進できていない。
④羽衣	多い	多い	見える	ここでの保安全管理や来訪者対策を三保松原全域に広げていく必要がある。
⑤折戸	少ない	一部 多い	少し 見える	砂浜沿いにマツが少なく、松原への意識を育みにくい。

① 真崎内浜エリア

規制別



所有者別



現況	三保半島の先端で雄大な富士山を望める、海岸でのレクリエーションが盛んなエリア	
理想の姿	三保松原で最も間近に富士山を望めることを強みとした新たな眺望スタイルへの試みが盛んに行われ、多くの人が訪れることでさらに保全が進む、海路の玄関口	
	現状	課題
松原	砂浜沿い及び外湾側市道沿いに樹高の高いマツが連なる。下層植生が多く松原内に立ち入ることが難しい状態で、被圧による枯れも生じている。台風等の接近時に大径のマツが倒伏することもあり、過去に複数の財産や電線通信線被害が生じている。内浜ではマツ材線虫病防除のための予防薬剤散布が実施できていない。	・所有者が多岐に渡る松原での、一体的な老齢木管理の実現 ・道路周辺の倒伏対策 ・マツ材線虫病防除のための予防薬剤散布の拡充に向けての理解促進
砂浜	3本の砂嘴の中で最も新しい先端の嘴である。外浜は約5m、内浜は約2.5mの防潮堤を設置しているが、砂浜が無い場所等では高波で被災することがある。砂浜では海浜植物以外の外来植物の群落が急速に拡大している。漂着ゴミのほか釣りのゴミも多く、ボランティアによる砂浜と海中の清掃活動が定期的に行われている。ボートが多く放置されているほか、砂浜近くまで車両で進入でき、人目が少ないことから、不法投棄や置き餌も多い。	・所有者による管理が困難な砂浜での、地域と連携した日常的管理の実現 ・海岸保全のための教育・啓発
眺望	外浜では、間近に海越しの富士山を望むことができ、大型船入港時等には多くの人が訪れる。しかし、過去に整備された遊歩道や植栽は管理が不十分な状態にある。内浜では海上から松原越しの富士山を望める。	・観賞施設の維持管理
利用状況	文教施設が多く、宿泊施設もある。外浜松原内には稲荷神社がある。内浜の三保棧橋周辺ではマリンスポーツが盛んに行われているほか、マルシェ等のイベントも開催されている。砂嘴先端はグラウンドゴルフ場となっているが、富士山眺望を活かした価値を創出する利用を計画している。バスや水上バスによる清水区中心市街地からのアクセスがある。公共用地から視認できる掩体壕が5箇所ある。	・海路からの来訪者の三保松原全域への回遊促進

② 吹合岬エリア
規制別



所有者別



現況	半島の中で最も浜幅が広く、灯台、飛行場、公園など海に開けた施設があるエリア	
理想の姿	幅の広い砂浜を活かした新しい視点での富士山の眺望を提供することで、集う人々の保全意識を高めることのできるエリア	
	現状	課題
松原	内陸の道路沿いの国有地、堤や農地を中心に樹高の高いマツが連なる。国有地、堤は下層植生が多く松原内に立ち入ることが難しい。道路沿いには電線が走り、松原内に民家があることもあり、台風等の接近時に大径のマツが倒伏し、複数の建築物被害や電線通信線被害が生じている。民有地等で、マツ材線虫病防除のための予防薬剤散布が実施できておらず、マツ枯れ被害がある。	・所有者が多岐に渡る松原での、一体的な老齢木管理の実現 ・道路、民家周辺の倒伏対策 ・マツ材線虫病防除のための予防薬剤散布の拡充に向けての理解促進
砂浜	安倍川からの漂砂の終着点で浜幅が広く、サンドリサイクル養浜の砂を採取している。4号消波堤の北は浸食傾向で、灯台以南は海拔約10mの強固な防潮堤がある。広い砂浜には希少種のハマボウを含む海浜植物が広がるが、漂着ゴミのほか釣りのゴミも多く、ボランティアが砂浜と海中の清掃活動を定期的に行っている。	・所有者による管理が難しい砂浜での、地域と連携した日常的管理の実現
眺望	灯台とともに松と富士山を望める場所が主な眺望点となっている。広い砂浜には公園がありアクセスしやすい。富士山の眺望の前景として、丈の高い草、堤、防潮堤がある。	・富士山眺望の確保のための草刈
利用状況	広い砂浜を生かしたイベントを定期的を開催しており、人が集まりつつある。 名勝指定以前から利用されてきた飛行場については、三保松原の新しい価値の発見及び地域づくりの一助となる機能の追加を計画している。 宿泊施設の休業により、来訪者が休憩、飲食、宿泊できる場所が無い状態が生じている。 促成栽培発祥の地として、温暖な気候と水捌けの良い土地を活かした農産物が生産されているが、特産品としての認知度が低い。 国有浜地上に不法占拠の建造物がある。	・名勝保全のための飛行場活用 ・航路標識協力団体制度を活かした清水灯台の活用 ・飲食、休憩、宿泊等、観光に係る施設の整備 ・農産物の魅力発信 ・不法占拠対策

③大山エリア（五中裏）

規制別



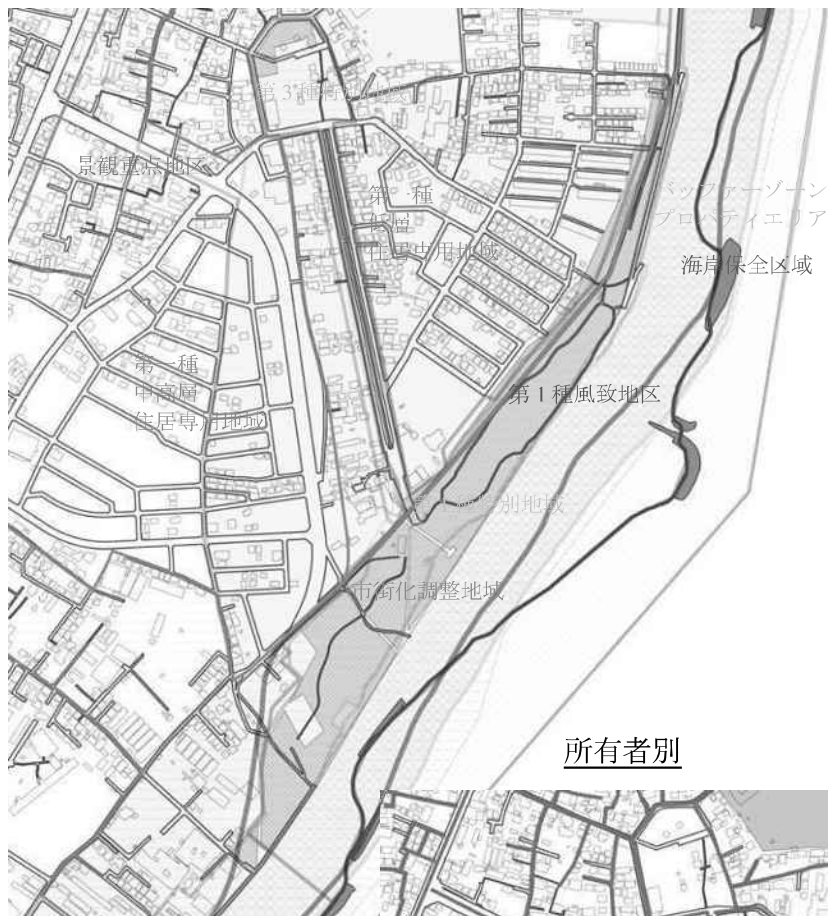
所有者別



現況	旧来の富士山眺望地「鎌ヶ崎」からの景観を構成する重要なエリア	
理想の姿	多くの近隣住民が訪れ、三保松原の魅力や価値を認識するエリア。 羽衣エリアや吹合岬エリアから多くの来訪者が回遊するエリア。	
	現状	課題
松原	林帯幅が狭いが砂浜沿いに松原が続き、全域でマツ材線虫病防除のための予防薬剤散布を実施している。 県有地では、計画的な防災林育成を行っている。 国有農地では、管理者と地域住民が草取り、松葉かきを行っているが、危険木対策等の専門的管理は行われていない。 工事で侵入した外来植物が急速に増加している。	・マツ材線虫病防除や危険木対策に向けての理解促進
砂浜	突堤及び1～3号消波堤部分では砂が保持されているが、それ以外は侵食傾向で、毎年、養浜工事により浜崖になっている。全域に海拔約10mの強固な防潮堤がある。	・松原保全のための草刈り（外来植物の拡大阻止） ・景観改善事業の継続
眺望	羽衣の松周辺からの富士山に向けての景観改善のため、1号突堤を平成31年（2019年）に設置し、1号消波堤の撤去を進めている。 2,3号消波堤は、突堤への置き換えがまだ進んでおらず、消波ブロックが富士山への景観を阻害している。 自転車道及び砂浜から、富士山と松原と海を望めるが、養浜工事や景観改善工事により、砂浜の大部分には立ち入りできない。	・景観改善事業の継続 ・景観改善事業の認知度向上 ・徒歩、自転車での回遊促進
利用状況	旧三保村の中心部に近く、松原に隣接して住宅、農地、工場や文教施設が混在している。 太平洋岸自転車道や林内の通路は、多くの地域住民や観光客が散策やサイクリングで訪れている。市の依頼を受けて自治会組織が自転車道の清掃を定期的に行っているが、高齢化により担い手が減少している。 地域の小中学校では、松原や羽衣伝説等を総合学習の題材として扱っている。	・来訪者の回遊促進 ・教員の異動や学生の世代交代に影響されない松原教育の体制づくり

④羽衣エリア

規制別



所有者別

【神の道】

底地管理：清水道路整備課
 危険木対応：清水道路整備課
 線虫病防除：文化財課
 倒伏対策：文化財課
 木道管理：観光政策課

【羽衣公園】

公園管理：都市計画事務所
 底地管理：森林政策課
 線虫病防除：文化財課
 倒伏対策：文化財課
 観賞施設管理：観光政策課



現況	多くの来訪者がある、三保松原の中枢と言えるエリア	
理想の姿	松原、砂浜、海、富士山の眺望や羽衣伝説に関する社寺が、三保松原の価値を最もよく表すエリア。ここでのガイダンス施設の見学、保全体験を通して、三保半島全域への価値理解を広げることができる。	
	現状	課題
松原	半島内で最も林帯幅が広く、全域でマツ材線虫病防除のための予防薬剤散布を実施している。ボランティアによる松葉かき、草取りも最も盛んなエリアである。 羽衣の松周辺、神の道の老齢大木については、来訪者の安全確保のための倒伏対策、危険枝除去や遊歩道整備、多くの来訪者からマツを守るための踏圧対策等を実施している。一部の過密な部分で間伐を進めている。 他のエリアと異なり松原の海・陸両側ともに防潮堤や堤が無く、砂浜や住宅街への土砂の流出が進んでいる。	・老齢大木の長期継続的維持管理 ・羽衣の松周辺の土壌環境改善と表砂流出防止 ・遊歩道維持管理 ・松原に隣接する住宅地への越境枝、枯れ枝や松葉の落下、土砂流出対策
砂浜	平成 12 年（2000 年）設置の L 型突堤により安定した砂浜が保たれ、令和 6 年（2024 年）に海岸保全施設に指定された。八木地先 5 号ヘッドランド北は侵食傾向にある。希少種ハマネナシカズラを含む海浜植物が広がるが、外来植物も増加している。	・海岸保全施設指定の認知度向上 ・松原保全のための外来植物駆除
眺望	1990 年代以降侵食の進んだ、八木地先からの海越しの富士の風景が、三保松原を代表するものとなっている。富士山眺望点までは、起伏のある砂地を 200m 以上歩く必要がある。	・景観改善事業の認知度向上 ・眺望スポットへのアクセス支援
利用状況	旧来の観光の中心地で、神社、ガイダンス施設、駐車場、商店、宿泊施設のほか、生涯学習交流館や児童館もあるが、第 1 種低層住居専用区域であり、周辺には住宅が密集している。羽衣の松周辺の市有地及び御穂神社、羽車神社の境内地に複数の碑がある。羽衣公園西エリアには複数の地蔵、墓、祠がある。鎌ヶ崎の市有地には碑の他に恵比寿神社がある。名勝標識は市道（神の道）にある。 御穂神社、羽車神社それぞれに氏子組織があり、祭事等を継承している。羽衣の舞、忌火起こしは、祭事以外の地域行事にも発表の場を持つ。羽衣公園みほしるべ前広場では、薪能やマルシェ等のイベントが行われている。	・碑などの古い工作物の安全対策 ・バス駐車場からのアクセス支援 ・イベント時の普通車駐車場不足対策

⑤折戸エリア
規制別



所有者別



現況	半島の付け根に近い三保松原の陸路の玄関口で、文教施設が連なるエリア	
理想の姿	地域住民や文教施設に親しまれる松並木と砂浜が、多くの来訪者を迎える、陸路の玄関口	
	現状	課題
松原	名勝指定当時は砂浜沿いにマツが無かったが、1970年代以降植栽を始め、市道（仮称）羽衣海岸線の緑地帯に松並木が連なる。マツの無い部分では、地域の関係者が連携して幼マツの育成を進めている。名勝地外の文教施設等の敷地内にも多くのマツがあり、そのうちの一部についてマツ材線虫病防除のための予防薬剤散布を実施している。三保半島南西部の沿岸からのマツ材線虫病拡大を阻止するために重要なエリアである。	・緑地帯マツ育成体制の整備 ・マツ材線虫病防除のための予防薬剤散布の拡充
砂浜	砂嘴の付け根部分である駒越と折戸のあいだは、かつて海で隔てられていたという記録も残るが、詳細不明である。 4,5号ヘッドランド部分では砂が保持され海浜植物が広がり、近隣の文教施設の調査研究フィールドになっている。それ以外は侵食傾向で、毎年の養浜工事により浜崖になっており、海浜植物は少ない。海岸保全区域の陸側の緑全域に海拔約8mの自転車道が設置されている。	・砂浜の回復による古来の海の風景への回帰
眺望	砂浜から内陸方面に富士山を望める。	・砂浜の回復による古来の海の風景への回帰
利用状況	名勝指定時に農地だった土地が開発され、文教施設が連なる。市道（仮称）羽衣海岸線の築造を進めており、開通すると三保松原の玄関口となる。この道路と太平洋岸自転車道が並行して走り、あいだの緑地帯にマツと海浜性の低木が生育する。緑地帯にはベンチや四阿等の観賞施設のほか、複数の祠もある。 名勝地区外であるが、折戸地区の中心的存在として瀬織戸神社があり、境内の松は樹齢400年と伝えられている。 土地の名を冠する在来作物として、折戸茄子がよく知られている。	・教員の異動や学生の世代交代に影響されない松原教育の体制整備 ・保全活用への複数の教育機関の連携

第5章 三保松原の保全と活用の目指すべき姿

5-1 保全と活用の基本理念

案1 三保松原全域での魅力を普及し、保全体制を充実する

案2 三保松原全体の保全と地域づくりを持続的に進め風致景観を次代につなぐ

案3 部分の保全活用から全域での保全活用へ～地域づくりを通し三保松原の魅力を半島全体に普及する

案4～羽衣の松だけが三保松原じゃない!～半島全体で名勝の価値を磨く

三保松原では、平成25年（2013年）の世界遺産登録後の10年間、以前から多くの観光客が訪れていた羽衣の松周辺に重きを置いて、保全活動や施設整備、老齢大木の樹勢回復、危険木対策、景観改善等を行ってきた。その結果、保全においても来訪者戦略においても、全国でも例を見ない成功をおさめることができた。しかし、他のエリアにおいては保全が十分できておらず、来訪の偏りも見られる。このため、令和6年（2024年）からの10年間の目標として、羽衣の松周辺だけでなく名勝三保松原全域で、様々な関係者が連携し、新たな価値を見つけ、多くの人々が集い、美しく機能的な三保松原の、持続可能な保全のための適切な活用を展開していくことを、基本理念とする。

5-2 保全と活用の基本方針

基本理念を実現するため、次のように基本方針を定める。

- ①専門機関と連携し、松林の拡大に取り組む。
- ②県市で連携し、海岸と松原の保全と景観改善に取り組む。
- ③新たな眺望ポイントを提案整備し、来訪者の回遊を促す。
- ④地域の人々や訪れる人々の価値の理解を深める保全活用の取り組みを行う。

第6章 保全

6-1 保全の方向性

名勝三保松原を良好に将来に遺し伝えていくためには、三保松原の持つ本質的価値を理解してもらい、三保松原を守っていく必要がある。そのため、次の4つの方向性を示す。

- ①美しく機能的な松原の保全育成
- ②砂浜の保全
- ③富士山眺望ポイントの拡充と整備
- ④名勝地内の景観保全

6-2 保全の方法

三保松原を効果的に保全していくため、特性に応じた地区の分類を行い、地区ごとの現状変更の取扱基準を示す。

(1) 地区の分類

名勝の本質的価値を構成する砂浜と松原、御穂神社及び神の道を特別保全地区、内浜及び松原に隣接する地区を景観保全地区と設定する。

本計画	旧計画	所有者 (管理者)	地区区分の定義
特別 保全地区	特別規制 A 地区	国 静岡県 静岡市 法人	三保松原の本質的価値である、松原、砂浜、富士山への眺望、御穂神社と神の道からなる地区。
	特別規制 B 地区		
景観 保全地区	第1種規制地区	国 静岡県 静岡市 法人 個人	特別保全地区に隣接し、名勝に相応しい風致景観を維持すべき地区。
	第2種規制地区		
	第3種規制地区		

(2) 地区ごとの取扱基準

(i) 特別保全地区

この地区は、指定基準 3（クロマツ林）及び 8（砂嘴についた砂浜）そのものであり、砂浜に白波が打ち寄せ、その先にある砂丘の上にクロマツ純林が連なり、そこからの富士山の眺望が本質的価値となる。この優れた風致景観を将来にわたって維持するため、現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- ・人命の安全を確保するためのもの。
- ・砂浜と松原の保全上必要なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの。
- ・名勝及び地域づくりにとって公益的なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの。
- ・必要最低限の、眺望を楽しむための公共施設（トイレ、水飲み場、ベンチ、遊歩道等）。
- ・既存の構築物の改築で、原則、建築面積及び高さを上回らず、景観に配慮したもの。
- ・災害復旧等の公共事業。

(ii) 景観保全地区

名勝に相応しい松原と富士山が織りなす風致景観を楽しめる地区である。地域経済社会の振興と発展に配慮する必要があるが、風致景観の維持に努めるため、次のような行為は認めない。

- ・松原や富士山の眺望を阻害する建造物や工作物の設置。
 - 都市計画法に基づく用途地域ごとの高さ上限は下記のとおり。
 - 第 1 種低層住居専用地域：10 m
 - 第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域：16 m
 - 第 2 種住居地域及び工業地域：19 m
- ・景観を損なう恐れがあると認められる形状及び色彩の建造物や工作物の設置。
 - 市景観計画に基づく用途地域ごとの色彩は下記のとおり。
 - 調整区域：田園・緑地景観ゾーンの望ましい色彩
 - 市街化区域：住居系市街地ゾーンの望ましい色彩
- ・環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋め立て。
- ・砂浜及び松原の景観を損なう恐れがあると認められる外来種等の増殖。
- ・常時管理されているマツ以外のマツ生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については市文化財課と相談し、代替措置を協議する。

第7章 活用

7-1 活用の方向性

三保松原の保全において活用は必要不可欠なものであるが、保全に悪影響を及ぼすような活用があってはならない。そのため活用者に本質的価値を理解してもらい、適切な活用をしていく必要がある。そのため、次の3つの方向性を示す。

- ①三保松原の価値の周知と啓発
- ②三保松原への誘客
- ③三保松原での体験・利用

7-2 活用の方法

	活用の方法（具体例）
三保松原の 価値の周知と啓発	・啓発や情報発信（ガイダンス施設、イベント、広報） ・地域での祭事、芸能の伝承（筒粥神事、羽衣の舞） ・他の名勝、世界遺産との連携（名勝松原、富士山世界文化遺産協議会、県富士山世界遺産センター、世界文化遺産地域連携会議）
三保松原への 誘客	・地域の連携強化 ・観光、滞在のための整備（公園施設、宿泊施設等） ・アクセスの整備（道路、港湾、公共交通機関等） ・研究・教育プラットフォーム
三保松原での 体験・利用	・保全で生じた落ち松葉、間伐材、海岸漂着物のアップサイクル ・未利用地の活用 ・研究機関や地域企業との連携

第8章 整備

8-1 整備の方向性

三保松原の整備とは、三保松原の本質的価値を守ること（保全）と、その価値を理解してもらうこと（活用）ができるようにするための事業のことである。それを実施する（支える）ためには、運営体制が必要であるが、それについては次章に記載する。以下の2点を保全と活用を実現させるための整備方針とする。

- ①保全のための整備
- ②活用のための整備

8-2 整備の方法

(1) 保全のための整備

	整備の方法（具体例）
松原	・マツ材線虫病対策（伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入） ・危険木対策（予防伐倒、支柱、ワイヤーの新設） ・老齢大木長寿命化対策（土壌ほぐし、腐朽対策） ・密度管理（除伐、間伐、補植） ・後継樹育成（圃場運営） ・モニタリング（定点観測、上空撮影） ・保全活動の拠点追加（飛行場）
砂浜	・海岸侵食対策（消波ブロック、養浜） ・高潮対策（防潮堤の整備、養浜） ・モニタリング（定点観測、上空撮影）
富士山の眺望	・景観改善（消波堤から突堤への置き換え）
羽衣伝説	・風致景観に配慮したまちづくり

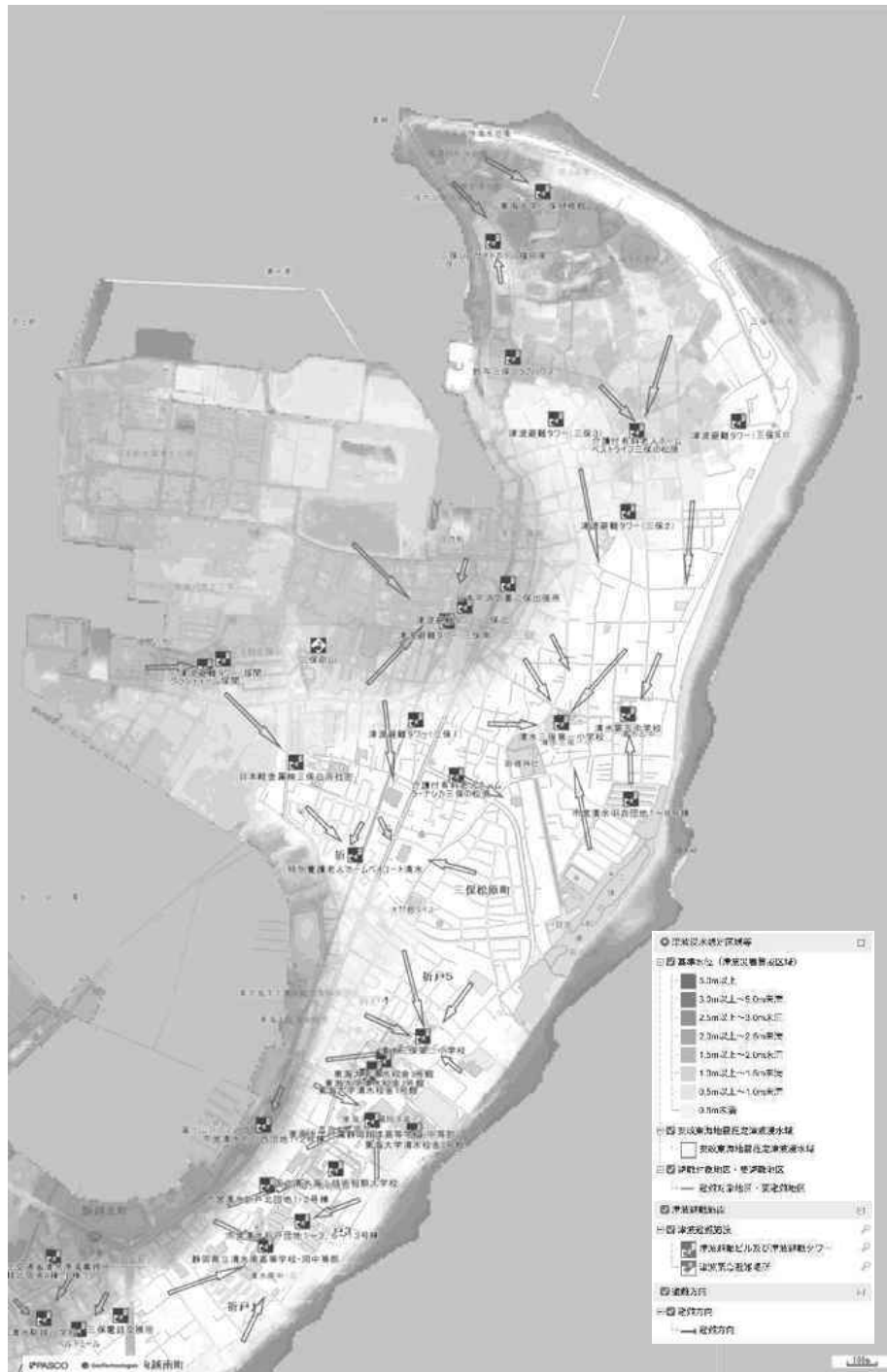
(2) 活用のための整備

	整備の方法（具体例）
価値の周知と啓発	・情報発信（公式HP・SNS、講演会、教材配布、出前講座、イベント出展） ・教育、研究への協力（体験学習の受け入れ、調査・報告の場の提供） ・地域との連携（自治会、教育機関、ボランティア、企業、行政）
誘客	・新しい眺望点、新しい魅力の発掘（飛行場） ・来訪のきっかけづくり（イベント、他エリアと連携したプロモーション、ツアー事業者への働きかけ）
体験・利用	・価値の理解を深めるための整備（ガイダンス施設、音声ガイド、WiFi） ・良好な観賞環境の整備（散策路の修繕、休憩施設の整備、マップ・ガイドの多言語化、景観を阻害しない案内方法の検討） ・滞在環境の整備（周遊促進、飲食施設、宿泊施設、交通施設） ・近隣住民及び来訪者の安全確保（危険木対策） ・回遊促進のための整備（シェアサイクル、経路案内、ガイドツアー） ・保全で生じた落ち松葉、間伐材、海岸漂着物のアップサイクル ・未利用地の利用

(3) 防災・防犯

名勝地内において想定される自然災害としては、台風接近時の高潮や強風、大地震に伴う津波等に伴う、越波、浸水、倒木、塩害等がある。地形等の特性を理解し、被害を最小限に抑えるために、関係者で情報共有しながら整備を進める必要がある。

防犯対策においては、砂浜、松原での人目の少なさがネックになっており、名勝の保全活用のための整備が治安改善に寄与することが期待される。



令和5年静岡市津波ハザードマップ抜粋

第9章 運営・体制の整備

9-1 運営・体制の整備の方向性

多様な所有者がいる名勝三保松原において、その価値を理解し、保全・活用につながる整備を円滑に実施していくためには、行政と土地所有者、土地利用者及び地域住民が協働する体制を確立することが必要である。また、文化財保護法以外にも関連する制約や規制があり、整備にあたってはそれらとの調整も必要である。これらを踏まえて、保全・活用・整備を実際に行っていくため、以下の2点を運営方針とする。

- ①関係者の協働による運営
- ②持続可能な運営

9-2 運営の方法と体制

(1) 個票に基づく全体調整

名勝三保松原では、多様な主体による保全・活用の取り組みが行われている。それらに関係者間で共有するため、日常的維持管理も含めて個別事業管理票（個票）を作成し、市文化財課が全体調整を行う。個票は、必要に応じて追加、削除を行う。

(2) 情報の共有

年1回程度開催する連絡会で地域住民や保全活用団体の代表と関係者が集まり、個票に基づき取り組み状況を共有し、三保松原の課題解決に努める。

(3) 三保松原保全活用計画推進専門委員会による進捗管理と助言

年1回程度開催する専門委員会から、保存活用計画の進捗管理や事業の方向性の決定について、指導助言を受ける。

三保松原保全活用計画推進専門委員会委員名簿		
役職	氏名	所属
都市計画	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授
景観・名勝	天野 光一	日本大学特任教授
文化・芸術	石上 充代	静岡県立美術館学芸課長
林政学	太田 猛彦	東京大学名誉教授
海岸工学	田中 博通	東海大学名誉教授
歴史	中村 羊一郎	静岡産業大学総合研究所客員研究員
観光戦略	山本 早苗	常葉大学教授
自然・植物	湯浅 保雄	静岡植物研究会
オブザーバー	文化庁文化財第二課	
	静岡県 富士山世界遺産課、文化財課、森林整備課、河川企画課	
	(一財)三保松原保全研究所	
事務局	静岡市文化財課（三保松原文化創造センター）	

運営体制 ※図作成中

第10章 実施計画

10-1 実施事業

(1) 保全に係るもの

対象	事業	主体
松原	松原保全の普及啓発、総合調整	市文化財課
	県、市、企業、地域の水平的な協働の促進	(一財)三保松原保全研究所
	(一財)三保松原保全研究所への技術支援	県森林整備課
	名勝全域のマツ材線虫病防除(県有林以外)	市文化財課
	県有林管理	県中部農林事務所
	市有林管理(下刈、間伐)	市文化財課
	羽衣の松周辺の老齢大木管理(危険枝除去、倒伏対策、土壌ほぐし、モニタリング)	市文化財課
	公園・緑地帯管理(羽衣、羽衣脇、天人森、羽衣東、清水三保海浜公園等の除草)	市都市計画事務所
	市道、太平洋岸自転車道管理	市清水道路整備課
	国有農地管理(下刈)	県農地調整課
	民有地(東海大、御穂神社、羽車神社)管理	土地所有者
	後継樹育成(圃場運営)	市文化財課
	自然公園管理	市環境共生課
	松原保全活動	行政と地域の連携
	ボランティアごみ回収	市収集業務課
砂嘴、砂浜	海岸保全の普及啓発、総合調整	県河川砂防局
	海岸侵食・高潮対策	県静岡土木事務所
	海岸管理	県静岡土木事務所
	港湾管理	県清水港管理局
	自然公園管理	市環境共生課
富士山への眺望	海岸景観改善対策	県河川企画課 県静岡土木事務所
	景観改善対策の周知	県河川企画課 市文化財課
	三保景観まちづくり支援事業(景観計画)	景観まちづくり課
	三保街道の景観向上事業及び街路事業(無電柱化)	道路計画課、道路保全課、清水道路整備課
	美化活動	行政と地域の連携
	ボランティアごみ回収	市収集業務課
羽衣伝説につながる御穂神社、神の道、羽衣の松	境内地の保全活用、祭事の継承	氏子等
	神の道、羽衣の松周辺の松原保全と施設整備	市文化財課 市清水道路整備課 市観光政策課
	羽衣まつり開催事業	羽衣まつり運営委員会

(2) 活用に係るもの

方針	事業	主体
価値の周知と啓発	文化財としての価値の発信、出前講座やイベントの実施	県富士山世界遺産課 県文化財課、市文化財課
	研究・教育プラットフォーム	市文化財課、（一財）三保松原保全研究所
	羽衣の舞継承事業	羽衣の舞保存会
	三保内浜活性化事業	BX推進課、県清水港管理局、三保内浜コンソーシアム、三保地引網保存会
誘客	観光地としての魅力の発信	県観光政策課、市観光政策課、するが企画観光局
	三保飛行場利活用事業	BX推進課
	清水灯台利活用事業	清水海上保安部
	三保内浜活性化事業	BX推進課、県清水港管理局
体験・利用	ガイドンス施設の運営、保全体験の受け入れ	市文化財課
	観賞のための施設整備（遊歩道、トイレ、駐車場、案内板等）	市観光政策課等
	回遊促進	市観光政策課、するが企画観光局、市交通政策課、市文化財課
	観光ボランティアガイド支援	市観光政策課、市文化財課
	未利用資源活用支援	市文化財課

(3) その他

各種法令に基づく現状変更の抑制、生態系の保護、未利用地の活用、各種パトロール、世界文化遺産や日本遺産の他の構成要素と連携した魅力の発信なども、保全意識の醸成や人材育成に役立つ。

三保松原の何を守ればいいのか

名勝三保松原の本質的価値を構成する要素、関わる要素

名勝の継承に必要不可欠なもの

- ①三保松原の礎となる砂嘴
- ②松原
- ③砂浜
- ④富士山の眺望
- ⑤羽衣伝説につながる御穂神社、神の道、羽衣の松

構成する要素以外で積極的に維持するもの

- ①ガイダンス施設
- ②松原顕彰に係る石碑
- ③海岸保全のための突堤
- ④清水三保海浜公園
- ⑤松原保全に係る圃場

現状はどうなっているのか、何に取り組むべきか

・本質的価値を構成する要素ごとの現状と課題



①三保松原の礎となる砂嘴 ②松原

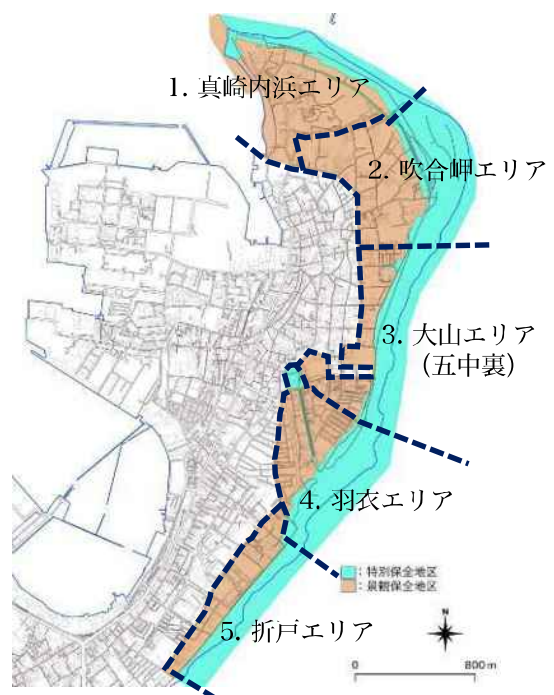


③砂浜 ④富士山の眺望



⑤羽衣伝説につながる御穂神社、神の道、羽衣の松

・エリアごとの現状と課題



これからの10年のテーマ

～羽衣の松だけが三保松原じゃない～半島全体で名勝の魅力を向上させる（仮）

- ・羽衣の松周辺だけでなく名勝三保松原全域において、様々な関係者が連携し、新たな価値を見出すことで、多くの人々が集うようになる。
- ・それにより、美しく機能的な三保松原の、持続可能な保全のための適切な活用を展開する。

具体的な取り組みの方向性

保全

- ①美しく機能的な松原の保全育成
- ②砂浜の保全
- ③富士山眺望ポイントの拡充と整備
- ④名勝地内の景観保全

活用

- ①価値の周知と啓発
- ②誘客
- ③体験・利用

整備

- ①保全のための整備
- ②活用のための整備

運営・体制の整備

- ①関係者の協働による運営
- ②持続可能な運営

現状変更の取り扱い基準についても保全の中で示します。